

事務連絡
平成30年8月6日

各府省番号制度主管課長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室
総務省大臣官房個人番号企画室

平成31年のデータ標準レイアウト改版の実施時期について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）について、毎年1回、データ標準レイアウトの改版を実施することとしておりますが、平成31年のデータ標準レイアウトの改版の実施時期につきまして、地方公共団体及び制度所管府省からの前倒し要請を受け、関係機関にて協議の結果、平成31年6月17日頃とすることを検討しております。

詳細については、今後、各関係機関から連絡することとなりますが、マスター配信、機関間試験、副本登録についても前倒し実施することとなることを見込まれますのでお知らせします。なお、現時点での概要スケジュールは、別添資料「平成31年データ標準レイアウト改版の全体スケジュール」をご参照ください。また、システム対応等の検討に当たっては、平成31年改版後のデータ標準レイアウトを平成30年8月初旬に公開予定ですので、参照願います。

特に、地方税関係情報については、5、6月が平成31年度（平成30年分所得）の個人住民税の賦課時期となるところ、上記のとおり、平成31年度（平成30年分所得）の個人住民税の課税情報（以下「平成31年度課税情報」という。）の情報提供が可能となる時期は平成31年6月17日頃以降となります。これを踏まえ、事務処理に当たり平成31年度課税情報を必要とする事務手続については、原則として、同日以降に情報連携により事務処理を行うこととし、例えば新規の申請等を受け付けた場合に標準処理期間内に事務処理を行う必要がある等のやむを得ない事情により情報連携により事務処理を行うことが困難な場合については、該当市町村への文書照会等、極力申請者の負担が少ない方法により事務処理を行うよう各機関に周知・要請願います。

貴職におかれましては、関係制度所管部局を通じて情報照会機関・情報提供機関となる行政機関及び各府省所管の独立行政法人等に対し、この旨周知をお願いいたします。

（以上）